**資料№８**

**事業系ごみ処理手数料の減免について**

１　趣旨

令和４年１月に値上げを予定している「事業系燃やすごみ処理手数料」については、新型コロナウイルス感染症の影響による社会経済情勢を考慮し、当面の間、現行手数料を据え置く。

２　据え置きの方法

　長岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例　第30条の４に基づき一部免除とする。

市長は、天災その他の理由により特に必要があると認めたときは、規則の定めるところにより、第30条及び第30条の２に規定する手数料の全部又は一部を免除することができる。　　　　　　（条例より抜粋）

事業系廃棄物処理手数料

・市が収集、運搬及び処分する場合の手数料

燃やすごみ袋、燃やさないごみ袋

中サイズ　現行165円　改正後206円　差額41円を免除

大サイズ　現行255円　改正後318円　差額63円を免除

・事業者が処理施設まで運搬し、市が処理をする場合の手数料

100kg以下

現行1,200円　　改正後1,500円　　差額300円を免除

100kgを超える場合、上記金額に10kgごとに加算

現行120円　改正後150円　差額30円を免除

※現行の手数料については参考資料のとおり

３　期間

令和４年１月１日から６月30日までの半年間とする。以降は社会情勢を見極めながら期間の延長を検討する。

参考資料

別表第３（第30条の２関係）

事業系廃棄物処理手数料

１　市が収集、運搬及び処分をする場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業系廃棄物の区分 | | 手数料の額 |
| 燃やすごみ | 事業系有料指定袋の中に収納されたもの | 165円 |
| 事業系有料指定袋の大に収納されたもの | 255円 |
| 燃やさないごみ | 事業系有料指定袋の中に収納されたもの | 165円 |
| 事業系有料指定袋の大に収納されたもの | 255円 |

注　事業系有料指定袋の種類ごとの大きさは、規則で定める。

２　事業者が処理施設まで運搬し、市が処分をする場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業系廃棄物の区分 | 手数料の額 | |
| 燃やすごみ | 100キログラム以下の場合 | 1,200円 |
| 100キログラムを超える場合 | 1,200円に、100キログラムを超えた重量10キログラムにつき120円を加算した額 |
| 生ごみ | 100キログラム以下の場合 | 800円 |
| 100キログラムを超える場合 | 800円に、100キログラムを超えた重量10キログラムにつき80円を加算した額 |

注　100キログラムを超えた重量に10キログラム未満の端数が生じたときは、これを10キログラムに切り上げる。